私は、只今議題となっております、

意見書案第31号 北方領土問題の早期解決等を求める意見書

意見書案第32号 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

意見書案第34号 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

意見書案第38号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書についての賛成討論、および

意見書案第37号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書についての反対討論を行います。

まず、意見書案第31号についてです。

ロシアと日本の国境線が確定されたのは、1875 年に締結された、「樺太・千島交換条約」でした。この条約は、樺太全土をロシア領にすること、それまでロシア領だった北千島も含めて、千島列島全体を日本領土とする、というものでした。これが、日本とロシアの平和的な交渉で到達した国境線でした。しかし、第2次世界大戦後、当時ソ連のスターリンが、戦後処理の領土不拡大の原則に反し、千島列島を一方的に占領し、併合しました。今日に至る日口領土問題の根本問題です。ヤルタ協定や、サンフランシスコ条約による戦後処理の不公正は、国際的道理により正されるべきです。意見書案にありますように、今ロシアのプーチン政権は、ウクライナ侵略を続ける一方、領土問題を含む日本との平和条約締結交渉を中断しています。こうした、ロシアの覇権主義を許さず、北海道の一部である歯舞・色丹の即時返還はもちろん、択捉と国後を含む日本の正当な領土である全千島の返還を求めるべきであり、早期返還を国に求める本意見書案に賛成をします。

次に意見書案第32号についてです。

本意見書案と与野党超党派の国会議員の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」の設立趣意書にありますように、「冤罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害」だということは、袴田事件でも明らかであります。同事件では、第1次再審請求は約27年間、第2次再審請求も約15年間もの期日を要しました。袴田巌さんは、実に48年間も死刑の恐怖にさらされながら収監される中で拘留反応という精神障害を来し、自由の身になっても回復できない状態になっておられます。

また、県内でもえん罪被害が起きています。湖東記念病院えん罪事件は、24歳の看護助手さんが逮捕され、満期出所されたのが37歳。再審公判が開かれたのは出

所されて1年半以上たってからです。青年期の大半を獄中で過ごさなければならなかった彼女の時間は取り戻せません。21世紀になってもこのようなえん罪が起こること自体、私たちの生活が脅かされるということに繋がるのではないでしょうか。日野町事件は、再審請求と、無実を訴えながら、ご本人は審理中に亡くなられました。今は妻と息子さんが請求人になっておられますが、本人も家族も生きているうちに再審をしてほしかった、無罪を確定してほしかったという無念でいっぱいだと思います。えん罪被害者の救済を阻んでいる原因は、刑事訴訟法の再審についての規定が、きわめて大雑把であり、再審手続きを定めるルールがほとんど無いからです。先日やっと法務省が来年には法改正に向けて法制審議会に諮問する方向になりました。今もえん罪で苦しむ人が、一日も早く救済されるように、刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うべきであり、その議論を求める本意見書案に賛成します。

続いて、意見書案第34号についてです。

先の衆議院選挙の結果を受けて、臨時国会では、自民党の裏金事件を受けた政治改革も焦点となりました。企業・団体献金の全面禁止を含めた抜本的な政治改革が求められていますが、石破首相は、企業団体献金禁止は表現の自由を保障した憲法に抵触するなどと憲法論まで持ち出して、企業団体献金に固執しています。日本国憲法前文は主権が国民にあることを宣言し、そのもとで第15条は公務員の選定を国民固有の権利であると規定、国民個々人に参政権を保障しています。国民個人が支持する政党に寄付や献金をすることは、主権者としての参政権の行使そのものです。一方で、営利団体である企業が政党に献金をすることは、出せば必ず見返りを期待するもので、本質的に賄賂性をもつものです。巨大な資金力を持つ企業が、政治に影響を及ぼすことが国民の参政権を侵害し、国民主権を揺るがすものです。よって、企業団体献金の全面禁止を求める、本意見書案に賛成し、議員各位の賛同を求めるものです。

続いて、意見書案第 37 号と意見書案第 38 号は関連しますので一括討論とします。

直近の国民世論は選択的夫婦別姓制度の導入に62%が賛成しています。日本経 団連も制度の早期導入を求めて提言を出したことは、両意見書案に記載されている とおりです。しかし、意見書案第 37 号は「子どもにどのような影響が生じるかについ ては入念に調査する必要がある」としています。いま世界で、夫婦同姓を法律で義務 付けている国は日本だけです。世界的に見ても子どもへの影響があるとは思えず、そ の影響はどのように調査がされるべきなのでしょうか。同意見書案は、「この制度を導 入することで、自分らしい生き方を選択しやすくなり、未来世代にとっても時代にふさ わしい社会になることが期待される」としています。ならば、制度の導入を直ちに行う とともに、この制度の意義を知らせていくことが「時代にふさわしい社会にしていく」 政治の役割ではないでしょうか。「入念に調査する必要」「影響について検討を進めた 上で」「必要な法改正を行う」とする意見書案第 37 号は導入することを遅らせること になると考えます。

意見書案第38号は、直ちに選択的夫婦別姓を行うことを求めています。国連の女性差別撤廃委員会も、法律で夫婦同姓を義務付けることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと、日本政府に繰り返し勧告をしてきました。夫婦別姓を選択できないために、仕事や社会生活を送る上での不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳をおびやかしている現実があること、そのことが特に女性への負担を課している現実を、直ちに救済することが必要です。夫婦同姓の強制は戦前の家制度の名残です。家族・夫婦の在り方が多様化している中、夫婦同姓しか選べない民法が、ジェンダー不平等をつくっています。意見書案第38号は、夫婦別姓制度の導入に当たって、子どもの姓は、子どもが18歳になった時点で本人の申し出により変更できるようにすることを求めています。そのことが、子どもの意思を尊重する社会の流れへと影響していくと考えます。子どもも大人も姓を選択できるということが、個人の選択に寛容な社会へと繋がります。

以上により、意見書案第37号は反対し、速やかに、選択的夫婦別姓制度を導入するための意見書案第38号については賛成とし、議員各位の賛同を求めまして、すべての討論とします。